

NYLB 資格認定規約

本規約は、株式会社ニューヨークライフバランス研究所（以下「当社」という）が運営する資格認定制度（以下「本制度」という）に基づき、当社と認定された資格保有者（以下「認定者」という）との権利義務を定めます。

第1章 総則

第1条（目的）

本制度は、科学的根拠に基づくポジティブ心理学の知識を、認定者が日々の生活に応用するとともに、認定者が関わる方に適切に分かりやすく伝え、またエンパワメントすることで、幸せな人生を創造している人を増やすことに寄与することを目的とします。

第2条（本規約の同意）

認定者は、本規約に同意をする必要があります。

第3条（通知）

当社から認定者への通知は、電子メール、書面または当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。

第4条（本規約の変更）

当社は、必要と判断した場合、認定者への通知なく本規約を変更することがあります。変更後の本規約は、認定者への通知をもって適用するものとします。

第5条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第2章 認定および許諾

第6条（資格の種類）

当社は、次の資格の認定を行います。

- (1) NYLB ファシリテーター
- (2) NYLB 認定講師
- (3) NYLB マスター認定講師

（「(2) NYLB 認定講師」および「(3) NYLB マスター認定講師」を総称して、以下「認定講師」とい

う)

第7条（認定条件等）

認定条件、有効期間、呼称の使用許諾、講座の実施許諾（以下「許諾講座」という）、当社ホームページへの掲載の内容は次のとおりとします。

（1）NYLB ファシリテーター

項目	内容
認定条件	1. 以下講座の受講修了 （全回出席、修了レポートの提出） ①世界に通用する子どもの育て方 ベーシック講座 ②世界に通用する子どもの育て方 アドバンス講座 ③ウェルビーイングライフサイクル 2. 養成講座前期の受講修了 （6回中5回以上の出席、修了レポートの提出）
認定の有効期限	期限なし
呼称の使用許諾	NYLB ファシリテーター
講座の実施許諾	・「ポジティブペアレンティングサークル PPC」という名を用いたサークルの開催（サークルの名称は他の名称でも可）
当社ホームページの掲載	・認定者の概要を掲載（希望者のみ）

（2）NYLB 認定講師

項目	内容
認定条件	1. （1）NYLB ファシリテーターの認定 2. 世界に通用する子どもの育て方 ベーシック講座のレッスンデモに合格 3. 「エンパワメントラボ」および「Ari's Academia」への参加
認定の有効期限	「エンパワメントラボ」および「Ari's Academia」に参加している限り有効
呼称の使用許諾	NYLB 認定講師
講座の実施許諾	・世界に通用する子どもの育て方 体験講座 ・世界に通用する子どもの育て方 ベーシック講座 ・当社代表の書籍をテキストに用いたサークルや勉強会を有料で開催すること

当社ホームページの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・認定者の概要を掲載 ・認定者が開催する許諾講座を掲載（許諾講座を実施する場合は、当社ホームページに必ず掲載する必要があります）
-------------	---

（3）NYLB マスター認定講師

項目	内容
認定条件	1.（2）NYLB 認定講師の認定 2. 養成講座後期の受講修了 （6回中5回以上の出席、修了レポートの提出） 3. 世界に通用する子どもの育て方 アドバンス講座のレッスンデモに合格
認定の有効期限	「エンパワメントラボ」および「Ari's Academia」に参加している限り有効
呼称の使用許諾	NYLB マスター認定講師
講座の実施許諾	<ul style="list-style-type: none"> ・世界に通用する子どもの育て方 体験講座 ・世界に通用する子どもの育て方 ベーシック講座 ・世界に通用する子どもの育て方 アドバンス講座 ・（当社から追加で許諾を受けた方は）ウェルビーイングライフサイクル ・当社代表の書籍をテキストに用いたサークルや勉強会を有料で開催すること
当社ホームページの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・認定者の概要を掲載 ・認定者が開催する許諾講座を掲載（許諾講座を実施する場合は、当社ホームページに必ず掲載する必要があります）

第8条（著作物）

当社から認定者に開示したテキスト、動画等の著作物およびノウハウ（以下、「本著作物等」という。）に関する著作権は当社に帰属し、次に掲げる行為を禁じます。

- （1）本著作物等の内容を、自己または第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己または第三者の著作物に掲載する行為
- （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- （4）本著作物等を元に、類似する講座を開催する行為
- （5）その他、著作権を侵害する一切の行為

2 認定者は著作物等の使用に関し不明な点がある場合は、当社の承諾を得るようお願いします。

第9条（遵守事項） 認定者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 家庭、職場、教育現場等において、第1条（目的）を実現することを目指す活動を行うこと。
- (2) 前項実現のために、継続的なスキル向上および、認定者同士の相互協力を行うこと。
- (3) 当社の信頼および価値を損ねる行為、または当社および他の認定者に迷惑をかけること。

第10条（認定の取消） 次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、当社は認定の取消を行うことができます。取消されたものは直ちに認定者としての活動を停止しなければなりません。その場合、受領済みの費用は一切返金致しません。

- (1) 本規約または法令に違反した場合
- (2) 当社の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (3) 当社に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- (4) 当社および他の認定者の事業活動を妨害する等により、当社および他の認定者の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第3章 認定講師の活動

第11条（許諾講座の実施）

認定講師は、許諾講座を開催する場合、別に定める「NYLB 認定講師主催講座 受講規約」を遵守しなければなりません。

第12条（許諾講座の責任）

認定講師は、許諾講座を開催する場合、講座の集客、講座の準備、受講料の受領、当日の運営、受講後のフォローまでの講座運営の全ての責任を負うものとします。

2 当社の責任は、教材の提供に限られるものとし、講座運営に関わる責任は負いません。このため、受講者からのクレーム対応などは、当社は実施しません。

第13条（認定講師の税務申告）

認定講師の税務申告は、認定講師自身が行うものとします。認定講師は税務申告に必要な開業届等を事前に税務官庁に提出するとともに、毎年の税務申告を行うものとします。

第14条（コンテンツ使用料等の納入）

認定講師が許諾講座を開催した場合、コンテンツ使用料および事務手数料（以下「コンテンツ使用料等」という）として、受講料（税込）の30%を当社に納入するものとします。

2 コンテンツ使用料等は、許諾講座の初回講座終了日の月末までに納入するものとします。なお、納入方法は別途定めます。

第15条（継続的なスキル向上と許諾講座品質の維持向上）

認定講師は、継続的なスキル向上と開催する許諾講座品質を維持向上する義務を負います。

2 当社は、「エンパワメントラボ」および「Ari's Academia」において、認定講師の継続的なスキル向上と許諾講座品質の維持向上のサポートを行うものとします。

3 当社は、認定講師が開催する許諾講座が、受講者をエンパワメントするに足らないと判断した場合は、認定講師に許諾講座品質の向上を勧告することができます。

第 16 条（相互協力）

認定講師は、許諾講座品質の維持向上をするために、相互協力をするものとします。

2 前項に基づき、認定講師は他の認定講師が開催する許諾講座を原則無料でオブザーブすることができます。オブザーブの際には、事前に他の認定講師に承諾を得るものとします。また、他の認定講師のサポートやワークに入るなど、講座運営の協力をするものとします。

第 17 条（受講者の振替）

許諾講座を、受講者がやむを得ず振替を希望する場合、認定講師同士で調整を行うものとします。

2 受講者の振替がされた場合の受講料等は次のとおり取り扱うこととします。

(1) 当社へのコンテンツ使用料等の納入は振替元の認定講師が一括して実施する。

(2) 振替元の認定講師から、振替先の認定講師へ、次の計算式で算出された額を支払う。

<計算式>

振替先の認定講師へ支払う額 =

(受講料 (税込) - 申込時の決済手数料 - 当社へ支払うコンテンツ使用料等)

× 振替先の認定講師で受講した回数 / 全受講回数

3 前項 (2) の支払いにあたり必要な手数料は、振替元の認定講師と振替先の認定講師とで折半とします。

第 18 条（端数整理）

本規約に基づく計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第 19 条（当社主催講座の委託）

当社は、当社が主催する講座の講師として、認定講師に業務（以下「委託業務」という）を委託することがあります。

2 委託料は、別途定めるものとします。

3 認定講師は委託業務実施日の末日までに、委託料を集計（以下「請求金額」という）し、当社に請求をするものとします。

4 当社は、請求月の翌月末日までに、請求金額を認定講師に支払うものとします。

第 20 条（秘密保持）

認定講師は、認定講座または委託業務を実施するにあたり、当社によって開示された固有の技術上、営業上、その他事業の情報および、受講者より開示されたプライバシーに関わる情報を秘密として扱うもの

とし、これらの情報を開示者の許可なく使用または第三者に開示することを禁じます。

2 SNS 等のメディアに受講者の写真、感想などプライバシーに関わる情報を掲載する場合は、受講者に事前に許諾を取る必要があります。

第 21 条 (IT ツールの使用)

認定講師は、次の IT ツールを使用する必要があります。なお、IT ツールの利用にあたり費用が掛かる場合は、認定講師が負担するものとします。

- (1) 当社から認定講師への事務連絡用：Chatwork（グループチャットが 14 以下の方は無料）
- (2) 認定講座の開催用：リザーブストック（無料版で可）

附則

発効 2019 年 10 月 25 日

改定 2020 年 3 月 3 日